

大津事件と日本のマスメディア

玉井研究会

- はじめに
- 一 事件前の国内感情
 - 二 事件に対する国内の反応
 - 三 事件に対する国外の反応
 - 四 裁判に対する論評
 - 五 条約改正への影響
 - 六 言論統制
おわりに

はじめに

本論文は、大津事件をめぐる日本のマスメディアの報道を検証するものである。大津事件とは、明治二十四（一八九二）年五月に発

生したロシア皇太子ニコライ（後のニコライ二世）の遭難と、その後の犯人に対する裁判に絡む司法権独立の問題を併せたものをいう。当時、我が国は明治維新から二十数年しか経ておらず、その国力は未だ貧弱なものでしかなかった。一方、ロシアはヨーロッパ列強の一つに名を連ねる大国であり、最大の陸軍国とされていた。そして、この頃には朝鮮半島にまで勢力を浸透させており、皇太子ニコライの東遊も、目的の一つにシベリア鉄道起工式の出席があったのである。そのような中で訪日であるから、日本国民は大きな感心を示した。訪日前には「来遊目的は日本の軍備視察にある」「西郷隆盛と一緒に帰国する」といった流言が広がり、また、皇太子の感情を害さないためにも各地で盛大な歓迎の準備が行われた。

皇太子は四月二十七日に長崎に入港した。予定では鹿児島、京都、東京、仙台、盛岡、青森を訪れ、ウラジオストクへと向かう事になっ

ていた。そして、京都に到着して二日後（五月十一日）の大津・琵琶湖遊覧の帰り、護衛の巡查津田三蔵に切り付けられたのである。

事件は大きな衝撃となつて全国に広がり、明治天皇を始め閣僚や各界の代表者が京都に赴いて皇太子を見舞ったほか、各地で休業・休校などの形で謹慎が行われ、謝罪使節の派遣まで決定された。皇太子は本国の命令により十九日に帰国したが、この事についての国民の反響は大きく、中には東京からやって来て京都府庁前で自殺した女性もいた。一方、皇太子を救った二人の人力車夫は、ロシア、日本両政府から表彰され、「帯勲車夫」と呼ばれた。また、事件の解決に対する明治天皇のリーダーシップも目立ち、天皇が帰京した十二日には盛大な奉迎が行われた。

皇太子が帰国すると、事件の焦点は犯人津田三蔵に対する処罰の問題に移った。政府としてはロシアとの関係上津田を死刑にする事を望み、刑法第一一六条「天皇、三后、皇太子に危害を加へ亦は加えんとしたる者は死刑に処す」を適用する事を主張した。これに対して大審院長児島惟謙（これかた）は、百十六条はあくまで日本の皇族に対するものであるとし、普通人に対する刑法第百十二条「罪を犯さんとして已にその事を行うといへども、犯人意外の障礙もしくは舛錯に因り未だ遂げざる時は已に遂げたる者の刑に一等または二等を減ず」を適用して津田を無期徒刑にする事を主張した。そして、担当判事七人に対して双方の激しい働きかけが行われたが、結局五月二十七日に大津で開かれた大審院特別法廷において、津田は無期徒刑を宣告された。

なお、判決の後内閣改造が行われ、外相が青木周蔵から榎本武揚に交代した。これにより条約改正事業は新たな段階に入る事となる。事件自体は六月に入ると一段落し、次第に人々の間から忘れられていった。

以上が事件の概略であるが、ここで当時の日本人がどのような反応を示したのかを、当時の新聞、雑誌の記事を読み解くことによつて考察していく。なお、大津事件に対する新聞論調を考察したものであるが、小坂りか氏の研究がある。この研究は主として事件前及び事件発生直後の国内の反応を対象としたものである。本稿はこの研究を参考にしながらも、調査資料を広げ、該研究が取り上げていない視点からの考察も加えた。

本稿は全六章から成り、第一章においては、皇太子が日本に到着する前から事件発生直前までを扱う事により、皇太子の訪日に対する日本人の反応を見ていく。第二章は、事件の発生を目的としたにした人々がこれをどう受け止めたのかを考察する。第三章では、事件の発生から裁判の判決が下るまでの期間を国外の人々がどのように見て、かかる国外の反応を日本人がどう受けたか、に注目する。第四章は事件の第二段階である裁判に関して検証する。第五章では、当時進行していた条約改正事業が、事件の発生と青木周蔵外務大臣の辞任によりいかなる影響を受けると観測されたかを見ていく。そして第六章では、事件の発生により行われた言論統制の実態とそれへの論評を検証する。

今回調査をした新聞、雑誌は「大阪朝日」「大朝日」「国民」「国

会」「時事新報」「時事」「中外商業新報」「中外」「東京朝日」「東朝日」「東京中」「東中」「東京日日」「日日」「日本」「毎日」「やまと」「郵便報知」「報知」「読売」「国民之友」「日本人」「団々珍聞」「団々」の、十三新聞、三雑誌である。なお、本文中では各紙、正式名称又は括弧内の略称で記した。調査対象期間は、皇太子の来遊が近づいた明治二十四年三月から、事件が一段落した六月までとした。

一 事件前の国内感情

大津事件の犯人である津田三蔵が事件を起こした原因の一つとされるのは、ロシアへの恐怖心、警戒心である。しかし、これは津田個人に限ったものではなく、当時の日本国民がロシアに対してあまねく抱いていた感情でもあった。

一八九〇（明治二十三年）八月十五日付「官報」の外報で、ロシア皇太子の来遊が初めて報じられた。この来遊は、皇太子がシベリア鉄道の起工式に臨席するための極東旅行の一部であり、その途中、皇太子は東洋諸国を漫遊し、日本にも立ち寄ることになった。すなわち、皇太子の訪日そのものに公的な目的があったわけではなかった。

その後、実際に皇太子来遊が新聞紙上で取り上げられるようになったのは一八九一（明治二十四）年三月以降であり、それらはこの来遊をめぐる発生した流言の報道を中心に始まった。三月中旬に、

「太子が此たび日本に来るは普通の漫遊にあらずして大に我國の軍備を視察せんためなり（中略）先づ九州地より東京に至るの間各港灣を視察し東京に暫く滞留せる後新潟に赴き茲に軍艦を廻し之れに乗りて北海道に至り此より浦潮港に涉り柴利亜鉄道の実況をも取調べ帰国する筈なり」といった風説が各紙で紹介され、全国に広まった。このように日本全国の視察が軍事視察と見なされたことは他日の日本侵略を連想させ、国内を震撼させた。また三月二十一日の「日本」は、シベリア鉄道の敷設はロシアの極東政策の拡大につながり、今後ロシアが朝鮮半島においてますます脅威となると指摘している。そして日本国内では、この流言が潜在的に存在した強大なロシアに対する恐怖心に火をつけ、恐露感情を蔓延させることとなった。

この恐露感情の表れと考えられる報道が、この時期のロシアに関する報道である。例えば、三月二十一日の「国会」では、シベリア鉄道の完成するまでのあと十年はロシアの南下はあり得ないが、東洋国の今日の要務はこの善後策を講ずることであると、将来起こりうるロシアのシベリア鉄道の軍事利用に警戒感を示している。

一方、皇太子の来遊の目的は、日本の軍備視察以外にあるとする風説も広まった。それは、各新聞が転載した東京通信社の「其の来遊の目的は主として我國にあり其我國と僅に一葦帯を隔つる清国に立ち寄りたる予定なり（中略）清国を除きたるは同国が清国に比し一層我に厚意を示すにあらざるなきを得んや^③」であり、ロシアには、東洋政略のために日本と同盟を結ぶ意志があるのではないかと

指摘している。

このように、皇太子来遊の目的に関する流言が各紙で取り沙汰される中、「日日」「日本」は、一連の風説を紹介しながらも、これを戒める記事を載せている。三月十七日の「日日」は、折角の来遊であるのにかかる流言が皇太子に不快感を与えてしまうのではないかとし、三月二十一日の「日本」では、ロシアは我が隣友の国柄であり、皇太子の来遊には力を尽くして歓迎しなければならぬとしている。また、軍備視察などの風説の報道に対し、皇太子来遊の「真意は偏に日露の交際平和に在り」と主張する新聞や、皇太子の叔父のアレキシス大侯が一八七三(明治六)年の日本来遊の際に「皇室の御待遇に深く感佩せられ(中略)深く嘆美して露国皇帝陛下にも御物語ありし」といったことが皇太子に我が国に好意を持たせ、今回の来遊につながったと紹介し、風説を否定的に見る新聞も多くあった。

一連の風説に並行して、皇太子歓迎に関する多くの報道がなされた。新聞紙上には、各地方、市会などでの歓迎準備の様子や来遊した際の催しの予定などが紹介された。また「国と国との交際を厚くせんには国民また挙てこれに応ぜざるべからざるは言を待たざるなり」と、政府だけでなく一般国民もロシア皇太子の歓迎に協力すべきだと促す記事もあり、国を挙げて皇太子を歓迎しようとする風潮があったといえる。四月五日の「日日」には、皇室自らのロシア皇太子に対する丁寧なもてなしの予定が紹介されており、ここからも、皇太子の来遊がいかに日本国内で重大視されていたかが伺える。そ

の他に、有栖川宮がロシアを訪れた際に厚遇された様子を挙げて、ロシアは来賓に対して礼に厚い国であるから日本もそれ相応の待遇をしなければならぬ、と論ずる新聞も多くあった。特に「日日」は、ロシアの外国貴賓への待遇の様子を挙げており、皇太子来遊の目的に関する風説への戒めからも伺えるように、ロシアに対し好意的な記事を多く載せている。

皇太子来遊の期日が近づくと、「我に於ても固より露に諂るの必要あるなし、何ぞ諂諛に近き歓迎を為し、自ら国の品等を下す可けんや」と少々過剰ともいえる皇太子歓迎ムードが、ロシアに対する恐れと諸外国にとられかねないのではないかと、その歓迎ぶりを戒める論調が各紙に出てきた。こうした論調が生まれる前提を考慮しても、皇太子歓迎ムードの背景に恐露感情が存在していたことが伺える。また、ロシアへの警戒心を露にしている新聞もあり、「国会」に至っては、ロシアは、その国柄から東洋諸国に侵略してくるだろうが、隣国である朝鮮・清がロシアの脅威にさらされているのを日本は黙って見ているのか、と五月八日の寄書に掲載している。

この他には、「サイベリアの鉄道落成して(中略)我最近の対岸に産物輸出の一大市場を現出するものにして磚茶米穀其他の物品何れも販路を拡張して日露の貿易は自から盛大ならざるを得ず」と、シベリア鉄道を通じての貿易が海外市場の隆盛につながるから、ロシア皇太子来遊は日本の通商拡大の好機になると論じている新聞もあった。

以上のような様々な対露感情を表出させた記事の他に、世間で広

く関心を呼んだ記事として、西郷隆盛生還説が挙げられる。津田三蔵は西郷生還説を妄信し、生きて帰った西郷に西南の役において得た勲七等を剥奪されると思い込んで発狂するに至った、とする「毎日」の報道からもかかる流言と大津事件とは無関係ではない。

そもそも、この西郷生還説の出所は「鹿兒島新聞」への投書であり、これを皮切りに西郷生還説が新聞紙上に取り上げられることになった。この流言が急激な広まりを見た要因として、生還説の直前に半数以上の新聞で報道された「熊本の前方夫門氏は軍敗るの後更に其踪跡の知れざるより(中略)此程いずこよりか平然として故山に帰り来れり」といった、緒方夫門と西郷の立場を重ね合わせ、西郷の生還を期待させる記事が挙げられる。また続いて「露国皇太子を載せ参らせたる回国軍艦が長崎より態々鹿兒島に立ち寄ると云ふ」などの流言が報じられたこともその要因である。一方、これら西郷生還説を肯定した記事に対し、「今回露国皇太子が特に鹿兒島に立寄らるるは全く歴史上の關係に在り」として真つ向から風説を否定した記事や、「風説とは云へ余りに奇怪なれば紙上に載するほどの價なし」、「西郷翁の桐野其他の驍將と共に戦役したるは疑なき事実なりと鹿兒島私学校党の一人なりし某氏の話なり」などといった様々な方法によって風説を否定した記事を、日が経つにつれ大多数の新聞が報じるようになっていった。また、四月七日の「国民」も西郷生還説を否定しているが、この風説を使って日本国民が英雄を待望していることを説明して、当時の社会の先導者を非難する報道もみられた。

このように、日本国内全体が、皇太子の来遊に際して表れた流言に惑わされ、そこから様々な対露感情が新聞紙上に表れるようになってきた。その中でもロシアに対する恐怖心が大きく大勢であった。そして津田三蔵もまた流言に躍らされ、これが事件を起こす要因となったと考えられる。

二 事件に対する国内の反応

本章では、明治二十四年五月十一日に発生した皇太子遭難事件と、それに付随して生じた出来事に対する、日本国内の反応を見ていく。なお、そのうちで裁判と司法権独立に関するものについては、第五章に譲るものとする。

五月九日に京都に到着した皇太子ニコライは、十一日に日帰りで大津市と琵琶湖を遊覧する予定であった。そして、一連の予定を終えて京都へ帰る途中に、護衛の巡查津田三蔵によって切り付けられたのである。

事件の発生は東京に急報され、即座に御前会議が招集された。翌十二日早朝には明治天皇自ら京都へと出発、その日のうちに京都に到着し、皇太子に面会を申し込んでいる。しかし、この時は皇太子側の要望により面会は実現せず、十三日に行われた。

事件発生翌日の各新聞は号外を出すなどして一斉にこの事を報じたが、「最も驚愕悲嘆に堪えざるの兇変」などと、皆一様に事件発生に驚愕している。これは、日本とロシアの国力に大きな差のあつ

た当時の状況を考えれば当然の事と言えよう。しかし、今回調べた範囲ではロシアとの戦争を憂慮する記事はまったく見られなかった。そして犯人津田三蔵については、「全く生理上の発狂」と、これを狂人と決め付けてしまうものや、「其肉を屠り其骨を砕くも猶ほ飽きたらざるの人非人犬畜生なり」などと、激烈な非難を浴びせ掛けられるのが見られた。

一方、事件の責任については、「狂人」津田を任用したと言う事で、滋賀県知事や警部長にありとするもの、滋賀県や政府には無いとするもの、政府にありとするもの三つに分けられた。については、「国民」(十二日)・「報知」(同)・「東中」(十三日)・「国会」(十四日)・「毎日」(同)がそれで、「狂人を巡査の職に置く、(中略)全く滋賀県警部長の不明に基く、その責警部長に在り」などとしている。には、「東朝」(十四日)・「日本」(同)・「時事」(六月二日)があり、「我が政府の方より見れば所謂事変にして毫も過失あるにあらず責めを負うは只其の犯行者及び之に連座するもののみ」とあった。そして、「読売」(十三日)・「日本」(十四日)である。これらは、秩序ある社会においてはどこかに責を帰す必要がある。「政府も亦自ら進んで其の責に任するを常とす」、などと述べられている。以上のように事件の発生は当時の人々に大きな衝撃を以って受け取られたが、それは全国各地で行なわれた謹慎や宗派を問わず行なわれた皇太子の回復のための祈祷、皇太子の下に送られた大量の見舞い電報の存在と言った点からも推し量ることができ、事件の衝撃がやや収まった後に出てきたのは、果たして皇太子は

りゆきたること実に痛嘆哀惜の至りに堪えざる所なり」としてこれを遺憾とする記事が出されたが、それと共に、「殿下の御帰国は決して今回の異変ありしが為めにあらざるは、吾輩の信用する処なり」と述べる記事も見られた。しかし、帰国当日になると、皇太子に対して至れり尽くせりであったから「之れが為に日露兩國間の交情を損するをあらざるべしと信ず」、事件が一凶漢によってなされた事は明らかであるから「之が為に日露兩國の交誼を損するが如き憂は決して之れなかるべき」といった記事が目立った。これらは、皇太子が帰国してもロシアとの間に何事も起こらないだろうとの、希望と期待を込めた観測ともいえる。なお、皇太子帰国の件については「日」が論説のなかで十二・十五・十七(号外)・十九日と続けて触れているのが目立った。これらは皇太子の上京を求める乃至はそれゆえに帰国を遺憾とする内容である。特に帰国の決まった十九日付では、国民は至誠を尽くし、皇太子もそれに満足しているが、ロシア皇帝にはそれが届かず今回の帰国となった故に「他日、今日の事情を詳しくせられぬば殿下をして東遊の望を果さしめざりしを悔ひらるるの日あらん」と述べている。

事件に対する対策の一つとして、謝罪使節の派遣が挙げられる。これは、事件発生をロシア側に謝すると共に、事件の実状をよく知らしめ、誤解を招く事の無いようにする事を目的としていた。十五日に派遣が決定し、正使に有栖川宮威仁親王、副使に榎本武揚が任命されて二十四日出発ということになったが、十七日にロシア側が派遣は不要である旨を伝えてきたために中止となったのである。こ

このまま帰国するのか、それとも傷が回復次第速やかに上京し、そのまま旅を続けるのか、という一事であった。仮に皇太子がこのまま旅行を続けるのであればロシア側は我が国に対して強硬な態度を取る事はないと予測できたからである。これについて新聞各紙は「玉体舊(もと)に復するの後は、速かに我帝国各処に於て我君民下をして至誠を盡(つく)くすことを得せしめ」といったように皇太子が旅行を継続する事を望んでいた。この点明治天皇も十三日の会見において上京を希望する旨伝えており、皇太子も同意の様子であった。しかし、本国の命令により、その日のうちに明治天皇御同伴で神戸に停泊中のロシア軍艦に向かったのである。もっとも、この時点ではまだ、皇太子の帰国は決定していなかった。むしろ、皇太子だけではなく、ロシア皇帝も皇太子が旅行をこのまま続ける事を希望し、その旨の電報を明治天皇に対して送っていたのである。そのため、一時政府内には安堵の感情が広がり、皇太子の上京は確実として、「都下の人民最早狐疑(ごぎ)するなく直ちに奉迎の準備をなして可なり」と報ずる新聞も出た。

しかし、翌十六日夕方には一転して皇太子が十九日に帰国する旨の報がロシア側から伝えられた。これは、皇太子の身をことのほか案じていたロシア皇后の要請によるものである。新聞各紙は当初「余輩は此事を持つて必ずしも憂となすものにあらず」として、皇太子の神戸行をそれほど深刻に受け止める事なく、「東京に来遊せられんと希望に堪へず」と皇太子の上京を希望する旨を表明していた。その後、皇太子帰国の報が伝わるや「上下君臣の希望も空くな

の時ロシア側が拒絶した理由としては、事件発生以来の我が国の対応に満足した事があげられる。現にこの使節派遣にしても、当時の国家予算を多分に圧迫する程の費用を必要としていたのである。謝罪使節については、「彼我の憂悶を解き両帝室の御交情益々目出度しとの吉報をもたらさん」と切に希望に堪えざるなり」というように派遣が決まった使節の成功を願う記事が目立った。そして、ロシア側の要請により使節派遣が中止になった後では、「吾輩窃(ひそ)かに露帝の明德を頌(しょう)せざるを得ざるなり」といった寄書や載せたものや、「縦(たと)ひ先方より謝絶ざるも此方より是非を差遣せざるべからずとの議を唱ふるもの多し」のようにそれでも派遣すべきであるとする記事が見られた。これらの記事からはロシアに対する気配りが伺えるが、使節派遣の拒絶をロシア側の悪感情の発露と捉え、これを不安視する記事は見られなかった。

ここで事件を通して注目し値するのは、明治天皇のリーダースhipである。天皇は事件の報に接するや即座に御前会議を招集し、翌十二日早朝には汽車で京都へと急行、到着後すぐに皇太子に面会を申し込んでいる。この時の面会は先述の通り実現しなかったが翌十三日には無事行なわれ、さらに天皇は自ら神戸のロシア軍艦へと移る皇太子に付き添って、その日のうちに京都と神戸の間を往復している。このような様子を見て新聞の中には「今皇太子殿下に對し敢へて無礼を加ふるが如き、是れ畜(ただ)に同国に向ひて無礼の所為たるのみならず、取りも直さず我天皇陛下に對し奉りて大不敬を加ふる者なり」というように今回の事件をロシア皇太子に對して

だけでなく明治天皇に対しても無礼な事であるとするものが見られた。

十三日に皇太子を神戸へ送った天皇は、その後数日間京都御所に滞在していたが、十八日にはロシア軍艦にいる皇太子から午餐に招待する旨の電報が届けられた。これについて政府内では、明治天皇がロシアの軍艦に乗り込んだ場合そのまま連れ去られる可能性も否定できないとして、反対の声が強かった。しかし、天皇は招待を受ける事を決断し、翌日無事に午餐を済ませたのである。皇太子帰国後の二十一日、天皇は京都を出発して、翌二十二日昼に新橋に到着した。この時停車場から宮城へと向かう道には多くの人が群がり、明治天皇の御還幸を祝った。これについては「靦慮を慰め奉る為め奉迎の進路を転じ近々至尊の御着輦(れん)を迎ひ奉る事と為しては如何」というように皇太子のために用意した歓迎の対象を明治天皇に切り替えたらどうかといった記事が、天皇がまだ京都に滞在していた二十日に現れており、東京到着に際しては、「陛下萬歳萬々歳」という様に、明治天皇を称えた論調ばかりが見られた。中には「今回の事局の目出たく終を告げたるは実に陛下の御聖徳に外ならず」と述べるものまであった。

明治天皇が東京に戻って以後事件の焦点は津田の裁判に移り、本章に關係する新聞記事はあまり見られなくなる。

三 事件に対する国外の反応

を派遣するかもしれないことである。事件発生直後、居留外人は日露両国の外交關係が悪化することを安否するというよりはむしろ自分たちの身の安全を気にしている。しかし、詳細な報道がなされ、ロシアによる報復がないことが明らかになると、彼らは平静を取り戻し、事件が発生したことに對して日本に同情的な態度を示している。また、事件発生後の日本政府の対応にも好意的である。次に事件に対するロシア国内の反応である。事件発生後まもなくして、その第一報はロシアに伝わっている。しかし、この第一報は混乱の中で届いたものであったため、詳細は不明で憶測が含まれたものであった。そのためロシア国内においては様々な臆説・妄談が流伝したと報道されているが、それについての具体的な内容は記載されていない。そしてロシア国内には日本を非難する動きが高まり、在露居留日本人は肩身の狭い思いをしたようである。しかし、そのうち事件に関する詳細な情報が伝わると国内の感情は落ち着きを取り戻し、事件発生前の日本の皇太子に対する厚遇、事件後の天皇をはじめとする日本側のすばやい対応を評価し、露国皇帝や露国公使は日本の厚意に感謝の意を示している。その一方で、皇太子の旅行続行の意向に對して再度襲われる危険性を憂慮し、帰国を促す記事もある。津田の裁判が行われ、判決が下されると、これを正当で妥当な処分であると、判決を擁護している。

その他の国での事件に対する反応であるが、事件発生直後の報道の多くがロシアを経由して届いたものであったため、何れの国においても様々な臆説が飛び交っていた。特に当時アメリカに伝わる情

各新聞・雑誌の調査により、大津事件に関する国外の反応や外国新聞の転載記事が多数存在することが解った。それらの記事から、本章では大津事件発生後の国外の反応および国内居留外国人の反応を見ることで、当時の国際社会における日本の立場や、当時の報道がどのような経路で世界各国に伝わったかを把握していく。

まず、事件当時の海外における報道は総じて「皆欧州を経るもの」でありアメリカには遅れて伝わっているということである。そして、その報道は遠方に伝わるにつれ正確さが失われ、誤報や風聞が入り混じったものとなっている。次に、外国での事件の報道は、大國ロシアの皇太子が極東の小國への来遊中に暴漢に襲われ負傷したといった事件の偶発性を強調するものが主であったということである。記事の転載量を国別で見ると、事件の相手国であるロシアの新聞の転載が多くを占めている。第三国としてはイギリス・フランス・ドイツ・アメリカ・中国・オーストラリアといった国の新聞が掲載されている。そこで、本章では事件に対する、日本国内居留外国人の反応、ロシア国内の反応、その他の国の反応ごとに見ていく。

まず日本国内居留外国人の事件への反応であるが、事件発生直後の国内は混乱状態にあり、多くの誤報・風聞が伝わった。日本の記者が居留外国人に、事件に対するコメントを求めたときの記事には「日本に虚無党の分子が渡来し居しかと誤認せし」「横浜に護衛軍艦の入港し水兵の上陸する上は随分粗暴を行ふやも」といったものがある。「虚無党」とはロシアの共産党のことであり、「護衛軍艦」とは一般日本人に対し、不快の念を抱いたロシアの国民が日本に軍艦

報は欧州を経てその後伝わったものであったため、事件の真相が伝わるのにかかる時間を要した。記事の転載量はイギリスが一番多く、フランス、ドイツ、アメリカがそれに続いている。イギリスでは当初、皇太子は受けた傷が深く死亡したというものや、事件発生を知ったロシア国民一万人が詳細を知るため宮殿に集まったといった風聞が広まった。また事件発生の原因として、日本の攘夷の精神が未だ絶たれていないためであるという日本に対する酷評も多数ある。フランスは事件後、皇太子の無事が確認されると露帝に慶賀の詞を電報で送っている。ドイツでは、犯人はロシア虚無党の分子であるとといった風聞が流れた。アメリカでは事件直後は事件に対する報道はなされていないが、しばらくするとロシアの侵略的な対外政策を批判し、津田の行動を肯定する転載もある。しかし、まもなくすると大津事件は過去の出来事として関心が薄れ、事件に関する報道はなくなっていく。

全体を通して考えてみると、当時の日本は未開の小國という扱いを受けていて、他国の日本に対する関心は薄かったように思われる。また、当時の国際的なマス・メディアの伝達手段は未だ確立立っていない、そのため多くの臆説を生み出すこととなったようである。記事に関する言えば、全体的に日本に好意的なものが多く、日本を批判するものは少なかった。ただし、これは日本に報じられたものだけを見たかぎりである。

四 裁判に対する論評

五月十一日に事件が勃発するや、大津地方裁判所は、即刻、予審手続きに着手し、その後八日間審理につとめた。当初、司法部は普通人に対する謀殺未遂事件として裁判しようとしたのであった。しかし、五月十八日に大津地方裁判所から管轄違いが言渡され、事件は大津地方裁判所から直ちに大審院の裁判に付されることになった。これは事件を、初めから大審院が管轄して、一審終結（始審にして終結）の裁判を行う「大審院の特別権限に属する犯罪」に該当するものとみなし、津田の犯罪を刑法第百十六條皇室に対する罪として取り扱うことを、間接的に宣言したものであった。当時の日本には、日本国民が外国皇族を殺害し、または殺害しようとした場合の法律が未だ整備されていなかった。ロシアの手前、津田を死刑にしたい政府は、「日本」の天皇に対する罪を規定した刑法第百十六條を当該事件に適用することを主張し、普通人に対する謀殺未遂事件として取り扱う方向に動き始めた司法部に対して、圧力をかけたのであった。

事件後間もなく、津田に対して如何なる刑を適用するかが新聞紙上で論じられた。当初、津田の無謀な行為に対する怒りや恐露感情を背景に、「吾人は右凶漢は未曾有の大罪を犯したる者にて外国皇室に対するも我帝室に対するも均しく君王に対する所為なれば其極刑に処せらるるを適當とする」、「兇徒三造は我が皇室に対する危害

罪を犯したる者と認め相当の刑に処して可ならん」など死刑肯定論が唱えられた。これらの論説は、外国皇室に対する罪の規定がない以上、普通人に対する罪の規定に依るしかなく、その場合は重くても謀殺未遂罪（つまり、無期徒刑もしくは有期徒刑）である。しかし、それではロシアに対して心済まないから刑法第百十六條を準用して死刑にすべきであると論じていたのである。

しかし、日が経つにつれ、事態を静観しようとする動きが広がり、感情論的な死刑肯定論は、見られなくなる。代わって、刑法第百十六條適用不可を明言した上での死刑否定論が主流になり、実に様々な論評が登場した。例えば、津田が本気の沙汰であったならば、普通人に対する謀殺罪をもって、無期徒刑又は有期徒刑に処するのが適切だと前置きして、「狂人瘋癲の沙汰ならば愈以て不満足ながら刑法にては沙汰の限りにあらずとして終身瘋癲病院に入牢を申けらるべし」、「精神の喪失に因て是非を弁別せざる者たること明かなれば之を刑法に問ふに（中略）其非を論せずして全く無罪となるべし」と論じている。

これ以外には、「殺意ありて且つ予謀に出でたるものならば謀殺未遂犯なり殺意あるも予謀なければ故殺未遂犯なり而して全く殺意なければ殴打創傷罪なり」と殺意と予謀の有無に着目し指摘をしたものがあつた。ただし、この記事のように現代の法学界では常識とされているところの、殺意並びに予謀の有無から量刑を考えた論評は極めて少なかった。

また、法の不備につき、「本件に適用すべき特別の規定なきを嘆

ずる」ものが散見された。世界に対して立憲国としての威信を保持したいという、当時の日本人の気持ちがあられた論説であつた。ちなみに判決が下された後には、「法律の適用と法律の改正」、「津田三蔵の判決と刑法の改正」などと題して刑法改正の必要性を説いたものも見られるようになった。

以上、判決が出されるまでの国内世論の動向を、当時の新聞・雑誌記事により見てきた。事件直後は、津田を憎む感情から極刑に処すことを適當と考え、日本を救うために津田をどんな厳罰に処しても構わないという有様であつた。しかし、その後ロシアが強硬手段に訴える様子がないことも手伝って、法を曲げてまで処分するのは立憲政治の崩壊であり、日本は法治国ゆえ法に依らない裁判をすることは許されないと意見が大半を占めるに至つた。さらに、ロシアへの恐怖が一層薄らぐと、津田を愛国者として賛美する声まで出てきたと言ふ。ただし、五月十六日に公布された緊急勅令第四十六号により、報道は抑制される傾向にあつた。

次に、判決が出された後の国内世論の動向を見ていく。政府の圧力により司法権独立が破壊されることに強い危機感が抱かれる中の五月二十七日、大審院公判が開廷された。一般の傍聴は許されない中、同日、判決が宣告された。堤正己裁判長は、津田の犯行を手短かに述べた後、「之を法律に照らすに其所為は謀殺未遂の犯罪にして刑法第二百九十二條、第百十二條、第百十三條第一項により被告三蔵を無期徒刑に処す」と読み上げた。

この大審院判決の結果に対し、新聞各紙は一斉に裁判官の公正公

平を称賛するとともに、司法権の独立を讃えることになった。ちょうど二年前に發布された大日本帝国憲法は、三権分立を採用し、裁判所は行政府から独立したところで独自の判断によって裁判を行うことを言明していた。ところが、大審院に管轄が移つたことや、その他漏れ聞こえる情報から、政府の強引な裁判介入は周知のこととなつた。したがって、政府に向けられる非難は大きく、判決支持論が圧倒的多数を占めた。見出しだけを見ても、「日本一の大出来」、「司法権の重」などである。また、司法権独立を賛するとし、三権分立における司法権の独立を外国に対して誇示する空気が強かつた。つまり、「我日本国法の解釈を正しく国法の神聖を維持して以て日本には最適當の判事あることを天下に表し日本には司法の独立動かすべからざるの事実あることを世界に確証するにあり」と、かかる立場から判決を支持するものが多数あつた。

判決不支持を表明する論説は一つもなかつたことから、世論は判決支持ではほぼ一致していたと言える。ただ、政府側の人々（記事の中では、「在朝有力者」とある。）の中には、皇太子に公資格があることも弁えずに普通人に対する罪で裁き、それでいて司法権の独立だと歓声を上げる世相に非難の声を上げる者もいたようである。

また、「津田三蔵の刑名決す」、「大津に於ける大審院の判決」のように、判決を支持すると同時に、政府に厳しい一言を加えるものもあつた。百二十二字に及ぶ伏せ字がある後者の記事は、「今回の裁判の公明正大にして或勢力の為に左右せられざりしは（中略）大に吾国の為に賀意を表する」と結んでいる。言うまでもなく、「或

勢力」とは政府を指すのであろう。

判決が法に依る公正公平なものであるとして歓迎をもって受入れられたものの、事がそのまま終結に向かったわけではなかった。わざわざ管轄違いを言渡し、事件を大津地方裁判所から大審院へ移したのであるから、大審院は当該事件に刑法第百六条を適用することを自ら認めていたはずである。それにも拘らず、大審院は普通人に対する罪であるところの謀殺未遂罪として判決を下したのであるから、本来管轄権のある地方裁判所の公判に付すべきではなかったのかとして、手続きに疑問を投げかけるもの、刑事訴訟法第三百十五條第二項の手續きの欠落を指摘するもの、大審院は再度管轄違いを言渡すべきであったとするものなど、大審院の自判をめぐって否定的意見が判決直後から多数見られた。また、「上級裁判所が下級裁判所の裁判権を併有することは我が治罪法に明なり。」とする大審院弁護説に対して、「上級なる文字の内には大審院を含みたりと云ふべからず」としたり、大は小を兼ねるの精神に基づくのであれば、この裁判は素より終審裁判であると皮肉を言ったり、さらには、第一審にして終審の裁判であるならば被告は直接に上訴の権利を剥奪されてしまつて、憲法第二十四條裁判を受ける権利に違反する旨指摘するものがあつた。

もつとも、大審院の管轄を弁護する論説も紙上で紹介された。刑事訴訟法第三百十五條第二項を、その法解釈により大審院判決は越権ではないと主張するものは一説だけであり、目を引いた。他には、地方裁判所の管轄事件を大審院に於て審理すれば、手続きがより丁

改正事業に与えた影響をメディアの反応から探つていきたい。

その影響の一つは、条約改正に消極的であつた諸外国が、この事件を理由に、日本の国内秩序の不安定を指摘し、治外法権の正当性を主張する恐れがあつた、という点である。「国会」では、「我が国は近來政事上社会上に於て一大進歩を為し、立法行政の機関略ぼ整頓し、而して人民の封建時代に於て養成せられたる攘夷の気象は復た其の痕を留めざるに至れり」と当時の日本が近代化に成功し、条約改正への下地が出来ていたことを一方において示唆しつつも、大津事件勃発に直面し、「此の事たる諸外国の駐在官に向ふて如何なる感情を与ふべきか、將た此の事件の海外に伝播するときは、其の政府及び人民は日本を以て如何なる邦国と見做すべきか」と諸外国の反応を懸念している。また、「時事」でも「此度露国皇太子の御遭難を聞き一人の狂奴の為に四千万人を狂奴視せしむる」との記述も見られ、在日外国人を始め諸外国が、先述したような主張をし、

条約改正事業が困難に陥る恐れは十分にあつた。

但し事件後、日本の事件に対する迅速かつ的確な対応が明らかになると、「毎日」に「外国人の多数は大に日本人の挙動及心情の美を称賛して止まざるなり夫れ大津の凶変起るや日本四千万の同胞挙りて彼の無法を惡み彼の凶行を憤り百万苦心以て露国の感情を慰め外邦の誹りを避けんと勉めたり」とあるように、諸外国の多くは日本及び日本人の事件に対する対応に好意的な態度を示し、「条約改正を中止せず益々進んで之に従事するは日本の利益なり」と条約改正進行まで示唆するものもあつた。

重かつ判事の数も多くなるはずであるから、むしろ被告人の利益にこそなるという意見もあつたようである。

その後六月に入つても、大津事件に関する記事は散見されたが、それらは事件勃発、公判判決から時間を経たこともあり、事件全体を通して批評するものが多い。その内容は、判決や管轄の問題に対する賛否両論、法律の解釈問題、政府の責任追及などであつた。

最後に総括すると、主要紙は、論説を数多く掲載していた。それは対照的に雑誌やいくつかの新聞は、裁判に関して論説を展開することも記事を割くこともほとんどなく、専ら事実報道に終始していた。主要紙の論説に意見の偏りはあまりみられず、寄稿欄で意見をたたかわせる形式がとられているところもあつた。

なお、後世に護法の神として名高い児島惟謙に関する記事は極めて少なかった。実際の裁判を担当する立場になつた児島の名前が大々的に登場するのは、判決後に西郷内相と口論になりながらも毅然とした態度を取つたとして報道がなされた時ぐらひであつた。

五 条約改正への影響

大津事件が、明治政府にとつて政治危機であつたということは言うまでもない。そしてこの政治危機は、当時の一大強国であり東アジアに食指をのびしつあつたロシアとの関係を悪化させる危険性を孕み、政府がその実現に最も力を注ぎ、また世間が最も注目していた条約改正事業に大きな影響を与えた。本章では大津事件が条約

もう一つの影響は、大津事件で青木周蔵外務大臣が辞任に追い込まれ、外相が榎本武揚に交代したことにより、条約改正事業が一時頓挫する恐れがあつた、という点である。「条約改正の談判外務大臣の更迭と共に中止の姿を呈せり」との記述も見られ、青木の辞任が、条約改正事業中止に繋がるとの見方がされてきた。

青木は、一八八五（明治十八）年に外務大輔（後に次官）として初めて条約改正事業に関わりを持つようになり、一八八九（明治二十二年）には、前任の外相であつた大隈重信の後を受けて、外務大臣に就任した。職業外交官出身者として初の外相であり、世間の期待も高かつた。外相就任後、青木は、我が国と最も利害関係が多であり、またシベリア鉄道着工の報を聞き、ロシアの南下に危機感を感じ、またイギリスを交渉相手に選び、いわゆる大隈案で最も評判の悪かつた大審院への外国人判事の任用を中止し、六年後の領事裁判権の撤廃、関税自主権の回復を目指していた。この青木案は、外国人の日本における土地所有を認めなかつたため、在日イギリス人等の執拗な反対運動にあつたが、イギリス政府は青木案の大半に十分に理解を示し、改正交渉は成功するかに見えた。「条約改正の談判が、着々歩をすすめつつありしとは、世人の〇に聞知する所にして」との記述に代表されるように、世論の多くも青木の条約改正事業を評価していたのである。

しかし、大津事件が勃発すると、青木はその責任をとつて辞任し、改正交渉は中断した。青木辞任の直接の理由は、多くの新聞・雑誌が露国皇太子の身体の安全に関する露公使シェーウイッチとの密約

にあると報じた。例えば、「国民」には「大津凶変の際時の外務大臣青木子爵は露国公使に向ひ皇太子御入京あるも其安全なる事は某が保証する所なりと放言せし」とある。しかし、当の青木は「未だ露国公使に向ひて皇太子殿下の御安全を保証する杯と鬼神ならば兎も角も神ならぬ此の青木周蔵が一言半句たりとも断言する筈なし」とこれを強く否定している。青木辞任の理由としてこの他に「青木子爵は今日去りしにあらず、一月前松方伯首相になるの日に於て去りしなり（中略）大津の異変、枢密顧問の苦情は、偶以てその骸骨を高より低に排擠し去りしに過ぎざる也」として、条約改正事業に対し、未だ国内の整備不十分として、反対の意見を持っていた松方正義首相との意見対立を挙げ、大津事件は辞職のきっかけになったに過ぎないとの記述も見られた。

この青木の後を受けて外相に就任したのが、榎本である。この難局に当たって榎本が外相に選ばれたのは、その対露外交の実績を買われての抜擢であった。各紙は「子爵は公使として久く露国に駐在せしかば、彼国の事情に於ては細大に通曉するのみならず、その樺太千島交換の如き、尊祖の間に折衝して其宜きを得、露人も之を崇敬し」と榎本の駐露公使及び樺太千島交換条約締結の実績を評価している。また、榎本が大津事件の直後、「有栖川親王の特別随行として露国に行かん」とあるように、ロシアに派遣する謝罪使（ロシアの辞退により中止）に選ばれたことから、彼がロシアの朝野に信任が厚かつたことが分かる。また日本においても「差し当たり対露の当局者として、最も適任の人」と、その対露外交の手腕を期待さ

て新聞、雑誌または文書図画に外交に関わる事件を記載するものをして予めその草案を提出せしめ、これを検閲してその記載を禁ずる事を得。これを犯すときは発行人編集人または発行者著作者を一月以上二年以下の禁錮または二十円以上百円以下の罰金に処す。本令は発布の日より施行す。この勅令に「特に命令を発し」とあるにもかかわらず、「発布の日から」の部分で誤解して、当日から検閲を受けに行ってしまった新聞社もあった。

翌十七日には内務省令第四号が発布された。その内容は「新聞紙雑誌又は文書図画に外交に係る事件を記載せんとする者は、本年勅令四十六号により予め其の草案を東京府下は内務省へ其の他の地方は其の管轄局へ提出し検閲を受くべし。本令は発布の日より施行す」としていた。これにより、地方の新聞・雑誌類は内務省まで、内務大臣の検閲を受けに行かずにすむようになった。もつとも、実際には地方新聞は、県知事の命令によってわざわざ内務省の検閲を受けに行くなどの不便を強いられていたのも事実である。

検閲の方法はまず外交に関係あるか否かの点、そして外交に関係あると思われるものは、治安に妨害あるか否かの点を調べられた。緊急勅令第四十六号全文や内務省令第四号中にくわわられている「外交に係る事件」の部分が基準になったと考えられる。しかし新聞社においては、直接外交に関する記事だけでなく間接的に関係する記事も検閲を受けるべきなのか、その範囲を判断しかねていたようである。「新聞社、特に我社の如きは外交事件と云とを認定するの眼識なし、思ふに此眼識は唯当局者のみ之を占有せん」と、「日本」

れていた。

しかし、条約改正事業に関する手腕となると、「子爵は是迄枢密院に在りて多少該事業の成行を聞知せし事あるも未だ其詳細なる事情を知らず」とあるように未知数であった。従って各紙は、「条約改正の件は一外務大臣の進退と共に消滅すべきに非ず」として、榎本に条約改正事業の続行を強く要求していた。但し、中には「国内の気運未だ熱せざるものある今日に於て強て改正を促がし今回の大津凶変などを例に引きて拒絶さるるよりも寧ろ断然此方より中止すべし今回の凶変のために中止の機会を得たるは不幸中の幸なり」というように大津事件を機に、条約改正事業を一時、中断すべきであるとの考えも存在した。しかし、当の榎本は「予も現行条約の一日改正せざれば一日損なるを知る故に兎も角も改正せんと欲するの意は急也」とし、条約改正事業に強い意欲を持っていた。事実この後、榎本は条約改正案調査委員会を組織し、青木案を貫徹する方針を持って条約改正事業に臨んだのである。

六 言論統制

大津事件後の政府当局による報道各社に対する言論統制は、検閲・発行停止の手段を通じて行われた。

検閲に関しては、明治二十四年五月十六日に憲法第八条一項に基づいて、勅令第四十六号（緊急勅令）が公布され、言論統制への法的措置が取られた。内容としては「……内務大臣は特に命令を發しでは、検閲基準の不鮮明さを揶揄しつつ、自社での選択をあきらめて、結局一切の原稿を検閲に出していたようである。さらに同新聞では、検閲の結果、禁止の意味の朱印を押されたり、差し替えがでさず白紙のままになってしまふことに関して、「印刷の成績を醜くする」との不満が書かれている。また、検閲の結果として白紙の部分ができることから、「白紙の新聞紙を發行仕様と思ふ」と皮肉っている記事も見受けられた。思うように報道ができない事へのどこかしらが見られる。

内務省による検閲の実施の仕方についても不満があったとみられる。「毎日」では、「同一の文字同一の意味にして甲の新聞社へは検閲済の印を押して下り渡し乙の新聞社には禁の印を押して登載を許さずと云ふ如きとありて如何にも不公平なる取計のあるは抑も如何なる故か」と、新聞記者の間で検閲基準の不一致に対する批判があるとしている。明確な審査基準がないところが、問題点となったものであろう。

緊急勅令そのものに関して各紙で論じられている。「東朝」によれば、少なくとも次期議会までその効力は存することが強調されている。また、緊急勅令は、「帝国憲法第二十九条に規定たる権利を臨時に羈束する者なり」と、緊急勅令は言論の自由を妨害していると論じているものもある。「政略の上から考へ、緊急勅令の発布と新聞紙の停止とを非難せざるを得ず」と明言しているものもあった。この大事の際に、兇漢の行為を賛して露国皇太子に敬意を示す者など考えられないとの理由からであった。勅令の発布はやむを得ない

とは言えども、各社とも納得はいかないようであった。しかし検閲に不満を抱いていたとは言え、勅令が出されたことに対しては、「多き新聞記者の中には、其国家に対する責任の重大なるを忘れ、奇怪の報道を公にして世人を惑はしたる者あり」と、新聞同業者にも問題があったと自戒する論もあった。そこで同記事では、検閲が解かれるには同業者の注意が必要だとしている。

このように不便を強いられてきた検閲が五月二十八日に廃止されたことは、言論界にとって喜ぶべきことであった。それは検閲を行っていた内務省そして新聞記者双方にとって「やれやれうれしや」の事態であった。そして今後は「大に励精して、報道の迅速と、記事の精密を勉むべし」と決意を見せている。

しかし廃止されたのは内務省令であり、緊急勅令はまだ存在していることから「時事」は「又再び何か重大なる外交問題の起るありて流言百出の晩には内務大臣即座に此勅令を楯として又も草稿検閲の処置を施すことあり得べし」と、緊急勅令の存在を不安視している。また「読売」は、次の第二議會での勅令の廃止の妨害にならないように、当面は自重して報道すると述べている。

検閲の結果、伏せ字などで報道が妨げられた記事数に関しては、各社に見られた。また、「日日」や「日本」のように言論統制を擲論したり問題視する記事を多く掲載したためか、伏せ字も多いところがある一方で、「大朝」、「報知」、「時事」などのように伏せ字が入った記事が一つも見受けられない新聞もあった。

検閲のみならず、発行停止になったところもあった。これは新聞

は五月十七日から、が風俗壊乱のために発行停止になっている。ただしこれらの新聞の中で、どれが大津事件が原因で発行停止になったのかは定かではない。しかし、このような状況下で、「国民之友」が第二議會における緊急勅令の廃止のみならず、新聞紙条例の廃止を望んでいたのは、不思議ではない。

結局、大津事件が契機となり、明治二十年の改正新聞紙条例で削除されていた、外務大臣の外交記事掲載禁止権が、明治三十年の改正新聞紙条例二十二条において復活した。また勅令第四十六号は明治二十五年の第三議會において否決され、同年六月九日勅令第四十七号によって、失効が公布された。

おわりに

大津事件は、未だ国力の充実していない我が国が経験した一大危機であった。これに対する当時の日本の反応は皆一様に事件の発生に驚愕するものであったことは、調査した記事から明らかである。

当時の日本にとってロシアはまさに北方の脅威であった。そのため、全調査期間を通じてロシアに対する恐れが看取でき、事件前においては皇太子に対する盛大な歓迎準備や訪問は軍事視察だとする流言となつて現れた。また、事件直後には驚愕悲歎にくれ、犯人に非難を浴びせ掛ける記事、皇太子帰国問題や特使派遣に関する記事などからそれが伺えた。しかし、ロシアを初めとする国外の反応は概して日本に好意的であったことから、事件の焦点は犯人の処罰問

紙条例第十九条「治安を妨害し、又は風俗を壊乱するものと認むる新聞紙は、内務大臣に於て其の発行を禁止し、若くは停止することを得」に基づいてなされたものである。今回の調査対象の中では、「国民」が五月十七日の論説「遺露使」の中で「驚奔して堂々たる登用大国民の品格を損すべからず」と注意したことが治安妨害に該当するとして、同十八日から二十三日までの六日間の発行停止を命ぜられた。また「日本」では五月十七日号外記事中の皇后陛下西京行啓、並びに狂漢津田三蔵の公判審問の場所について、さらに翌十八日の記事「兇人審問の場所」が勅令違反とされており、同二十三日から六月十五日まで発行停止になっている。ただし、後に六月八日になって「日本」が裁判において無罪判決を受けていることから、それらの記事が、実際に発行停止にならざるをえない内容であったのかは疑問である。

調査対象以外の新聞も発行停止になっている。事件の起つた五月十一日から五月末までに発行停止になった新聞を参考までに以下にあげておく。「第六濃飛日報」は五月十三日に発行停止になり廃刊し、「新あはら誌」は五月十三日から、「大阪毎日新聞」は五月十五日から五月二十二日まで、「上毛新聞」は五月十六日から五月二十三日まで、「鳴門新聞」は五月十七日から五月二十四日まで、「博多商事新報」は五月十八日から六月七日まで、「あづま新聞」は五月二十七日から六月十六日まで、が治安妨害のために発行停止になっている。また、同様に「松江日報」は五月十六日から五月二十三日まで、「都の花」

題に移行した。

犯人に対しては当初感情的な死刑肯定論が主流であった。しかし、時が経過し、ロシアが我が国に対して好意的であることが明らかとなるにしたがつて、法に則った形での処罰を望む空気が広がり、死刑否定論が優勢となった。そして、犯人の無期徒刑判決については、司法部への政府の介入に対する反感も加わって判決支持が多数を占めた。

条約改正問題については、事件の結果諸外国が日本の治安の不安定を口実に中止を要求してくるのではないか、という不安と、新外相榎本武揚に対する条約改正事業の続行要求の二つが見られた。但し、前者については、その後の諸外国の好意的な態度を指摘して、条約改正事業を続行すべきであるとする論調も存在した。

事件を機に新聞や雑誌の記事に対する検閲が行われたが、それにより発行停止を受けた新聞も存在した。しかし、統制下においても言論統制を非難する記事が掲載されていたという事実は、統制が比較的緩やかなものであったことを示している。

なお、本論文は我々の研究会が毎年発行している「近代日本政治資料集」のうち、本年度発行した「大津事件と日本のマスメディア」の解説部分を論文形式に改めたものである。紙幅の関係上、掲載記事及び掲載できなかった記事のリストを割愛したので、詳しくは資料集を参照されたい。

大学院紀要」第三十二号、一九九四年)。また、有谷三樹彦「大津事件にみる対露意識と司法権の独立」(久留米大学法学」第二十七号、一九九六年)も、大津事件に対する新聞論調を紹介している。

- (2) 「筑味の悪い珍客(露国太子)」(「報知」明治二十四年三月十日)
- (3) 「魯国皇太子の来遊に就て」(「日本」明治二十四年三月十七日)
- (4) 「露国皇太子来遊の真意」(「大朝」明治二十四年四月八日)
- (5) 「露国皇太子御来遊の由来」(「東朝」明治二十四年五月二日)
- (6) 「露国皇太子の来遊に付き東京市民に謀る」(「日日」明治二十四年四月八日)
- (7) 「露国皇太子歓迎の準備」(「読売」明治二十四年四月二十日)
- (8) 「貴賓の来遊に就て商人の機転を促す」(「時事」明治二十四年四月六日)
- (9) 「西南の役に失踪せる一人」(「報知」明治二十四年三月二十二日)
- (10) 「西郷翁の身替り」(「国会」明治二十四年四月二日)
- (11) 「露国皇太子が薩摩に立ち寄らるる理由」(「読売」明治二十四年四月十三日)
- (12) 「西郷隆盛翁の生存に就て」(「大朝」明治二十四年四月五日)
- (13) 「西郷翁死せずとの奇報」(「毎日」明治二十四年四月二日)
- (14) 「驚愕悲歎に堪へざる一大兇変」(「報知」明治二十四年五月十二日)
- (15) 「暴行者の吟味」(「時事」明治二十四年五月十三日)
- (16) 「何すれぞ狂人の多きや」(「やまと」明治二十四年五月十四日)
- (17) 「一大兇報」(「国民」明治二十四年五月十二日)
- (18) 「周章狼狽」(「東朝」明治二十四年五月十四日)
- (19) 「国の変凶」(「日本」明治二十四年五月十四日)
- (20) 例えば、事件の翌日は東京米商会所及び株式会社会所は休業し(この場合、事件の結果予想された米価高騰を恐れたと言うのもある)、学習院

は二日間授業を中止した。また、吉原などの遊郭も一切の鳴り物及び、客の呼び込みを中止した。一方、貴族院、衆議院と各政党はもろろんのこと、民間団体や帝国大学と言った所からも代表者が皇太子の下に派遣された。そして、これら以外の所も含めた各種団体から京都に送られた見舞い電報は其の数一万を越え、翻訳が間に合わないほどであった。(「大津事件」吉村昭、一九九三年、岩波書店)

- (21) 「痛恨痛歎」(「日本」明治二十四年五月十二日)
- (22) 「露国皇太子殿下の御入京近きに在り」(「読売」明治二十四年五月十七日)
- (23) 「露国皇太子の御帰艦に就て」(「報知」明治二十四年五月十五日)
- (24) 「露国皇太子殿下は果して御帰艦に決せられたる歟」(「毎日」明治二十四年五月十六日)
- (25) 「露国皇太子殿下御帰艦に決す」(「日日」号外、明治二十四年五月十七日)
- (26) 「露国皇太子殿下御帰艦の報あり」(「国会」明治二十四年五月十八日)
- (27) 「露国皇太子殿下の御帰艦」(「毎日」明治二十四年五月十九日)
- (28) 「露国皇太子殿下下彌よ本日を以て浦塩斯徳へ向はせらる」(「中外」明治二十四年五月十九日)
- (29) 「我至誠終に露帝の心を動かす能はざりしか」(「日日」明治二十四年五月十九日)
- (30) 「特派全權大使」(「時事」明治二十四年五月十八日)
- (31) 「特派露大使の中止」(「東中」明治二十四年五月二十二日)
- (32) 「遣露大使派遣の請願(肴屋八百屋等より)」(「報知」明治二十四年五月三十一日)
- (33) 「国家の大罪人」(「大朝」明治二十四年五月十三日)

- (34) 「諸君へ相談」(「やまと」明治二十四年五月二十日)
- (35) 「歎呼して聖駕を奉迎すべし」(「東中」明治二十四年五月二十二日)
- (36) 「天皇陛下の還御」(「時事」明治二十四年五月二十二日)
- (37) 「米國新聞に載せたる露国皇太子御遭難の報」(「時事」明治二十四年六月七日)
- (38) 「横浜居留外人の感情」(「東中」明治二十四年五月十三日)
- (39) 「御遭難に関する横浜の模様」(「毎日」明治二十四年五月十三日)
- (40) 「赤崎氏の發言」(「国民」明治二十四年六月十二日)
- (41) 「露国皇太子殿下御遭難に付横浜居留外人の感情一斑」(「日日」明治二十四年五月十九日)
- (42) 「露太子遭難に関して浦潮斯徳新聞の論評」(「毎日」明治二十四年六月十一日)
- (43) 「露太子浦塩港に上陸の模様」(「報知」明治二十四年六月十二日)
- (44) 「露国人心の静穏」(「やまと」明治二十四年五月二十日)
- (45) 「露国公使の書簡」(「東朝」明治二十四年五月十九日)
- (46) 「露国太子の御帰艦に付きニコライ氏の説」(「毎日」明治二十四年五月二十一日)
- (47) 「露国外務大臣の札電」(「国民」明治二十四年六月七日)
- (48) 「露国皇后陛下の御憂慮」(「東朝」明治二十四年五月十八日)
- (49) 「露帝の訓令」(「国民之友」明治二十四年五月二十三日)
- (50) 「兇行者の処刑に就て露国政府の感情」(「国会」明治二十四年六月三日)
- (51) 「兇行者の処刑に就て露国政府の感情」(「毎日」明治二十四年六月四日)
- (52) 「三蔵の処刑露国の感情」(「毎日」明治二十四年六月四日)
- (53) 「兇行者の処刑に就て露国政府の感情」(「国会」明治二十四年六月三日)
- (54) 「大津の珍事の報欧州に達せし時」(「報知」明治二十四年六月二十三日)

- (48) 「大津の珍事の報欧州に達せし時」(「報知」明治二十四年六月二十三日)
- (49) 「日本メールの評」(「日日」明治二十四年五月十四日)
- (50) 「大津の珍事の報欧州に達せし時」(「報知」明治二十四年六月二十三日)
- (51) 「大津事件の報欧州大陸に達せし当時の実況」(「時事」明治二十四年六月十九日)
- (52) 「大津事件に関する米國新聞の評」(「時事」明治二十四年六月八日)
- (53) 「刑法第六十六條「天皇三后皇太子に對し危害を加へ又は加へんとしたる者は死刑に処す」
- (54) 田岡良一「大津事件の再評価」(有斐閣一九八三年)
- (55) 「大津事件の法律問題」(「大朝」明治二十四年五月十五日)
- (56) 「兇徒津田三造に対する刑の適用」(「日日」明治二十四年五月十三日)
- (57) 「兇漢津田三蔵の処刑如何」(「東中」明治二十四年五月十三日)
- (58) 「兇漢の処刑如何」(「時事」明治二十四年五月十六日)
- (59) 「法律上の問題とはならず」(「大朝」明治二十四年五月十六日)
- (60) 「兇漢に対する刑法適用の困難」(「国会」明治二十四年五月十五日)
- (61) 「法律の適用と法律の改正」(「日日」明治二十四年六月三日)
- (62) 「津田三蔵の判決と刑法の改正」(「読売」明治二十四年六月四日)
- (63) 早崎慶三「大津事件の真相(復刻版)」(サンブライト出版一九八七年)
- (64) 「狂人の意義」(「毎日」明治二十四年五月二十九日)では、津田が盲信に陥つたことに同情し、津田について書ききたる者を非難している。
- (65) 「司法権の重」(「報知」明治二十四年五月三十一日)

(66) 「津田三蔵の死刑」(「日日」明治二十四年五月二十九日)
(67) 「大津裁判を怒る、露大使殿下の資格」(「東中」明治二十四年六月二日) 記事の中では「在朝有力者」とあるので、政府側の人々と解した。

(68) 「津田三蔵の刑名決す」(「国民」明治二十四年五月二十九日)
(69) 「大津における大審院の判決」(「東朝」明治二十四年五月二十九日)
(70) 「津田三蔵の処刑」(「報知」明治二十四年五月二十九日)
(71) 「刑事訴訟法第三百十五條第二項」其事地方裁判所又は区裁判所の権限に属するものと決定したるときは管轄裁判所を指定し其事件を送致す可し」

(72) 「通常犯の第一審亦大審院の管轄なるか」(「国会」明治二十四年五月三十日)
(73) 「大審院管轄上の一疑問」(「東中」明治二十四年五月二十九日)
(74) 「大審院の裁判権」(「日日」明治二十四年五月二十八日)
(75) 「津田三蔵事件の管轄に関する法学社会の疑惑」(「読売」明治二十四年五月二十九日)

(76) 「大津の裁判は即ち終審なり」(「報知」明治二十四年五月二十九日)
(77) 「大審院の裁判権」(「国会」明治二十四年五月三十日)
(78) 「大津大審院は越権なるや否や」(「国民」明治二十四年五月三十日)
(79) 前掲「津田三蔵事件の管轄に関する法学社会の疑惑」
(80) 「津田三蔵に対する大審院の判決は越権に非ず」(「日日」明治二十四年五月三十日)

「大審院の判決は越権なり」(「日日」明治二十四年六月二日)
「再び大津事件の越権に非ざるを論ず」(「日日」明治二十四年六月五日)
「湖南判決を論ず」(「東中」明治二十四年六月九日)
「湖南判決を論ず」(「東中」明治二十四年六月十日)

とされている。確かにこれ以降、記事に伏せ字が目立つようになる。しかし後述するように、政府による検閲に対しての不満や批判の論が掲載されたりしたことを考慮すると、「沈黙同然の状態」という表現は誇張にすぎると言えよう。

- (100) 「法の適用—外交上に係る事件の範囲如何—」(「東中」明治二十四年五月二十四日)
- (101) 「緊急令及新聞紙」(「日本」明治二十四年五月十九日)
- (102) 同上。
- (103) 「金儲けの時節到来」(「日本」明治二十四年五月二十二日)
- (104) 「内務省の草稿検閲」(「毎日」明治二十四年五月二十四日)
- (105) 「緊急命令」(「東朝」明治二十四年五月十八日)
- (106) 「緊急命令と発行停止」(「読売」明治二十四年五月二十一日)
- (107) 同上。
- (108) 「新聞記者の責任」(「大朝」明治二十四年五月二十二日)
- (109) 「やれやれ嬉しや」(「日日」明治二十四年五月二十九日)
- (110) 「言論の蘇生」(「読売」明治二十四年五月三十日)
- (111) 「緊急命令の存在如何」(「時事」明治二十四年五月三十日)
- (112) 前掲「言論の蘇生」
- (113) これについては後に掲載するリストを参照の事。
- (114) 前掲「大津事件の真相」
- (115) 「日本新聞社」(「時事」明治二十四年五月十九日)
- (116) 「日本新聞社の無罪」(「時事」明治二十四年六月十日)
- (117) 「日本新聞」(「報知」明治二十四年五月二十四日)
- (118) 「三新聞の解停」(「毎日」明治二十四年六月十六日)
- (119) 前掲「日本新聞社の無罪」
- (120) 「発行停止」(「時事」明治二十四年五月十六日)

- (81) 「湖南判決論を読む」(「東中」明治二十四年六月十一日)
- (82) 「条約改正の進路を止むる勿れ」(「国会」明治二十四年五月二十七日)
- (83) 「日本最良外国人の落胆」(「時事」明治二十四年五月十三日)
- (84) 「大津凶変に対する外人の感情」(「毎日」明治二十四年六月十一日)
- (85) 「条約改正は如何」(「日本」明治二十四年六月十七日)
- (86) 「条約改正談判の顛末如何」(「毎日」明治二十四年六月十六日)
- (87) 「青木子爵新聞記事の相違を弁す」(「国民」明治二十四年六月十二日)
- (88) 「青木周蔵氏の談話」(「中外」明治二十四年六月六日)
- (89) 「内閣の前途、外務大臣の更迭」(「国民」明治二十四年五月三十一日)
- (90) 「新任外務大臣に望む」(「国会」明治二十四年六月五日)
- (91) 「榎本外務大臣となる」(「国民之友」明治二十四年六月三日)
- (92) 「榎本外務大臣」(「読売」明治二十四年六月一日)
- (93) 「榎本と条約改正」(「東中」明治二十四年六月二日)
- (94) 「条約改正談判の顛末如何」(「毎日」明治二十四年六月十六日)
- (95) 「条約改正は中止されん歟」(「報知」明治二十四年五月二十六日)
- (96) 「新外務大臣の意見」(「国民」明治二十四年六月二十一日)
- (97) 「二三新聞社の狼狽」(「国会」明治二十四年五月十七日)
- (98) 「早崎慶三」(「大津事件の真相(復刻版)」(サンブライト出版一九八七年)
- (99) 「地方新聞の不幸(緊急命令のため)」(「東中」明治二十四年五月二十八日)
- (100) 「山中敬一」(「論考 大津事件」(成文堂一九九四年)や前掲「大津事件の真相」によると、「外交上に係る事件」が政治的に、かつ拡張解釈されたため、新聞報道はこれによってほとんど沈黙同然の状態になった、

- (121) 同上。
- (122) 「発行停止」(「日日」明治二十四年五月十七日)
- (123) 「解停」(「日日」明治二十四年五月二十三日)
- (124) 前掲「発行停止」(「時事」明治二十四年五月十六日)
- (125) 「解停」(「日日」明治二十四年五月二十四日)
- (126) 「発行停止」(「毎日」明治二十四年五月十九日)
- (127) 「解停」(「日日」明治二十四年五月二十六日)
- (128) 「発行停止」(「日日」明治二十四年五月二十日)
- (129) 前掲「解停」(「日日」明治二十四年五月二十六日)
- (130) 「解停と停止」(「日日」明治二十四年五月二十一日)
- (131) 「解停及び停止」(「日日」明治二十四年六月十日)
- (132) 「発行停止」(「日日」明治二十四年五月二十八日)
- (133) 前掲「三新聞の解停」
- (134) 前掲「発行停止」(「毎日」明治二十四年五月十九日)
- (135) 前掲「解停」(「日日」明治二十四年五月二十四日)
- (136) 「発行停止」(「毎日」明治二十四年五月二十三日)
- (137) 「発行停止」(「国民之友」明治二十四年六月三日)
- (138) 前掲「論考 大津事件」
- (139) 慶應義塾大学法学部政治学科玉井清研究会編「大津事件と日本のメディア」(一九九八年)